



The Netherlands: Japan Desk Updates

April 2011

Japan Desk Updates

プライスウォーターハウスクーパースアムステルダム事務所は、プライスウォーターハウスクーパース (PwC) グローバルネットワークのオランダにおけるメンバー ファームです。会計監査、記帳代行、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、金融、不動産関連など幅広い分野においてサービスを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザリーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 151カ国に 163,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どものジャパンデスクを皆様のおよきパートナーとしてご利用ください。

プライスウォーターハウスクーパース
アムステルダム事務所 ジャパンデスク
Thomas R. Malthusstraat 5
P.O. Box 90358
1006 BJ Amsterdam
The Netherlands
<http://www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/netherlands/index.jhtml>

(ジャパンデスク窓口)
会計 監査 マネージャー 公認会計士
八木正憲
+31 (0)88 792 56 68

税務 マネージャー 公認会計士 税理士
白土晴久
+31 (0)88 792 73 13

オランダ税制改正に関する方針の公表

2011年4月14日、State Secretary of Finance Weekers は、本内閣審議期間における税制改正に関する方針 “Towards a more simple, more solid and fraud-proof tax system”を公表しました。

これに関し、企業活動に関係すると考えられる項目について以下のとおりまとめております。

- 法人税率の24%への引下げ
- 買収企業への特別措置及び海外の恒久的施設で生じた損失の使用に関する措置による法人税課税ベースの拡大
- 出資持分に関する利息の取扱いの改正
- Substantial Interestに関して、外国法人に対する制度の改正
- 配当源泉税廃止に関する改正の見送り
- VATの低税率の引上げ及び賃金に対するIntegral levyの導入

税制改正に関するこうした方針は、本内閣審議期間中の法案として反映される予定です。法人税に関する改正案は、2011年9月20日の公表予定であることが既に発表されています。

1. 法人税率

オランダ政府は、オランダへの投資環境の更なる改善のため、法人税率の更なる引き下げを検討しています。こうした税率の引下げによる税収の低下は、下記の課税ベースの拡大措置による税収の増加により手当てされるとしております。現時点においては、法人税率を 24%に引下げることを予定しておりますが、更なる引下げの可能性を完全に排除しているわけではありません。

2. 法人税の課税ベースの拡大

法人税率の引下げに対応する形で、税収の拡大を意図した 2 つの措置の導入が検討されています。すなわち、買収会社に対する利息の損金算入制限、2009 年 12 月に既に公表された海外の恒久的施設の損失の使用制限です。

1. 買収企業に対する利息の損金算入制限

オランダにおける企業買収のために多額の借入をし、被買収企業が買収企業の連結納税に加入する場合、買収を行った企業に対する利息の損金算入制限規定を改正案として検討しています。この場合、当該利息は、買収企業自身が十分な課税所得を有する場合のみ損金算入されるとしています。実務的な負担を軽減し、また、比較的小規模の買収案件に対する配慮から、500,000 ユーロを超過する利息に関して利息の損金算入制限が適用されるとされています。

さらに、純粋にファイナンスを目的としたストラクチャーに対しても可能な限り配慮し、買収後の連結納税グループの資本負債比率が一定の率を超過する場合のみ、当該損金算入制限が適用されるとされています。この資本負債比率の計算において、出資持分は資本から控除されることとなります。また、2011 年 6 月 15 日の調査報告で報告される、いわゆる“Goodwill Gap”に関する議論についても考慮される予定です。

2. 海外の恒久的施設

海外の恒久的施設で生じた損失の使用制限が 2 番目の措置となります。この改正案は、在外支店から生じる損益をオランダの課税標準の算定から除くとするものです。すなわち、オランダ国外に所在する恒久的施設において、二重課税を排除するための要件である“Subject To Tax Requirement”が廃止される見込みです。この結果、恒久的施設にて獲得される利益が、その所在する国において課税されるかどうかは、今後関係しなくなります。この措置の結果、海外の恒久的施設で生じた損失がオランダで生じた利益から自動的に控除されることはなくなります。しかしながら、恒久的施設の廃止に伴う損失については引き続き控除可能とされる予定です。低税率国に所在する受動的な活動に従事する恒久的施設に対しては、現行制度で既に適用されているとおり、所得免除方式に代えて、税額控除方式が適用されます。

3. 出資持分に関する利息の課税上の取扱い

現在、オランダ法人税法は関連者間の利息の損金算入を制限する様々な規定を有しています。こうした規定の目的は、多国籍企業が、グループ内でのオランダ法人に対する貸付により、オランダにおける課税所得の圧縮を防止することとされております。これに対し、オランダ政府は出資持分に関する利息の損金算入に関する制度の単純化を検討しています。こうした検討の初期段階として、調査報告書において現行制度の完全な変更が提案されています。しかしながら、こうした提案は、これまで法制化されておられません。今回の税制改正の方針においても、オランダ政府は、関連者間の利息の課税上の取扱いに関してどのような改正が行われるべきか、最終決定をしていません。出資持分に関する利息の取り扱いに関する報告を作成するため複数の専門チームが編成されており、当該報告は the Dutch State Secretary of Finance に 2011 年 6 月 14 日に提出される予定です。その結果を受け、オランダ政府は、出資持分に関する利息の損金算入の新制度について決定をする予定です。

4. 外国法人により保有される Substantial Interest の取扱いについて

一定の条件の下、オランダ法人の 5%以上の出資持分(いわゆる”Substantial interest”)を保有する外国法人は、当該出資持分から生じる所得に対して、オランダで課税されるとされており。しかしながら、どのような状況下において、外国法人がオランダで課税されるかについて、特に海外の投資会社の場合しばしば不明確な状況がみられます。オランダ政府はこの点に関して制度の改正を検討しています。

5. オランダの配当源泉税

オランダ産業界、オランダの税務アドバイザーから頻繁にオランダにおける配当源泉税の廃止の要望がなされていますが、配当源泉税の廃止が必ずしも必要ではないとの見解をとっています。これは、オランダへのポートフォリオ投資により保有している株式に関しては、外国株主は配当源泉税の廃止に伴う優遇を結果として享受しないことをその理由としています。すなわち、一般的には配当源泉税が廃止された場合、単に当該源泉税に関して税額控除が受けられなくなり、配当の受領者はポートフォリオ投資からの配当に対してオランダ源泉税と同額の税金を依然として支払うこととなります。また、配当源泉税は、オランダが租税条約に関して交渉する場合、重要な点となります。さらに、オランダ源泉税を廃止しないことの別の理由として、廃止に伴う税収の減少と他の税目における増税による税収の補填の議論があります。現在の状況において、オランダ政府は税収の減少を認める立場をとっておりません。

6. VAT と賃金に対する Integral Levy

本内閣審議期間中、オランダ政府は、労働者に対する直接税の引下げを検討し、消費に対する間接税の引き上げを検討しています。この点において、短期的に、VAT の低税率を 6%から8%に引き上げることを検討しています。そして、長期的には、VAT が単一の 19% (現在の標準税率)の税率による課税の実施を検討しています。

連立合意において、オランダ政府は、Wage Tax 及び社会保険料の課税を簡素化するため、賃金に対する Integral Levy の実施を前向きに検討することとしております。これは、オランダ産業界における実務負担を軽減することを目的としております。この Integral Levy の実行可能性に関する更なる検討の結果は、2011 年の秋に公表される見通しです。

以上

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

プライスウォーターハウスクーパース
アムステルダム事務所 ジャパンデスク
Thomas R. Malthusstraat 5
P.O. Box 90358
1006 BJ Amsterdam
The Netherlands
<http://www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/netherlands/index.jhtml>

【会計・監査】

パートナー	バート ケールストラ	+31-(0)88 792 5311	bart.koolstra@nl.pwc.com
マネージャー	八木正憲	+31-(0)88 792 5668	masanori.yagi@nl.pwc.com

【税務】

パートナー	ポールファンオーヴエンロブ	+31-(0)88 792 6357	paul.van.overloop@nl.pwc.com
シニア・マネージャー	アルノ グルーネウット	+81-(0)3 5251 2933	arno.a.groenewoud@jp.pwc.com
マネージャー	ピーター ヤンソン	+31-(0)88 792 6642	pieter.janson@nl.pwc.com
マネージャー	マールテン シュロイダー	+31-(0)88 792 5151	maarten.schreuder@nl.pwc.com
マネージャー	白土晴久	+31-(0)88 792 7313	h.shirato@nl.pwc.com